

緊急アピール実施前後のいじめ問題への具体的取組

(1) 既に実施したもの

- ・ 「いじめの問題への取組の徹底について(依頼)」の発出(平成24年7月18日 県教育委員会)

7月17日付けで、文部科学省初等中等教育局長より文書が発出され、同月13日に発表された文部科学大臣談話 全ての学校・教育委員会関係者の皆様への趣旨について周知を図るよう通知がありました。

このことを受けて、県教育委員会では、各県立学校及び市町等教育委員会に、「いじめの問題への取組の徹底について(依頼)」を発出しました。

併せて、県教育委員会としても、重大な事態に至るおそれがあるときなどには、各学校及び教育委員会に対してできる限りの支援を行うことを、改めて周知しました。

(2) 今後の対応方針

【教育委員会】

- ・ いじめ実態把握の取組状況調査の実施と、児童生徒へのアンケート調査の実施
いじめの実態を全県的に把握するため、各学校のいじめの実態把握の方法や結果の活用状況について「『いじめに関するアンケート』調査による取組状況調査」を実施します。

その後、児童生徒へのアンケート調査を実施します。

- ・ いじめや虐待の事案についての概要や対応等の把握の強化

各県立高等学校及び各市町等教育委員会に対し、毎月、各学校における問題行動等について、その件数及び特に重大な事案の概要について報告を求めています。今後は、すべてのいじめや虐待の事案について、その概要と対応及び事案の推移や解消の状況等を報告するよう求めます。

【環境生活部】

文部科学省からの大臣談話を元に各県内私立学校に真摯な対応を要請します。

各学校への調査についても、教育委員会による公立学校の調査に準じ、実施する予定です。

事案発生やその対応についても、引き続き県へ報告するよう求めるとともに、事案発生時には、スピーディな対応を要請するとともに、対応について積極的に支援してまいります。